

早期警戒制度

2025年10月28日

早期警戒制度

- 早期警戒制度は、最低所要自己資本比率を満たしている地域金融機関に対して、その健全性の維持・向上を図るための措置として、2002年に整備。
- 2019年に見直しが行われ、「持続可能な収益性と将来にわたる健全性」について着目したモニタリングを実施。

2019年以前の枠組み

収益性改善措置

足下の基本的な収益指標を基準として、収益性改善が必要と認められる地域金融機関に対してヒアリング等を実施し改善を促す

- ・ コア業務純益ROA
- ・ 経費率(OHR)

信用リスク改善措置

- ・ 不良債権比率
- ・ 大口与信比率
- ・ 特定業種集中比率
- ・ 大口与信先のうち、要管理先以下の非保全額が全損した場合の自己資本比率

安定性改善措置

- ・ 有価証券等の価格変動の影響
- ・ 金利変動時の純資産の減少額／自己資本の額 等

流動性改善措置

- ・ 預金動向
- ・ 流動性準備の水準

見直し

継続

2019年以降の枠組み

「**持続可能な収益性**」や「**将来にわたる健全性**」に着目した早め早めのモニタリングを実施

ステップ1

以下の項目について、足下の傾向が継続すると仮定した場合の将来（概ね5年以内）のコア業務純益（除く投資信託解約損益）やストレス事象を想定した自己資本比率を算出。

- ・ 貸出金・預金利息
- ・ 有価証券利息配当金
- ・ 役務取引等利益
- ・ 経費 等

これらの状況が一定の水準を下回る銀行に対して、ステップ2の対応を実施。

ステップ2

銀行自らが想定する将来の収益や自己資本の見通しについて、以下の観点から総合的に妥当性を検証。

- ・ 地域の経済状況や顧客基盤の見通し
 - ・ 実施予定の施策とその効果追加コストの発生
 - ・ 有価証券の益出し余力 等
- その際、銀行が自らの経営理念・経営戦略に照らし、どのような金融仲介機能を発揮しようとしているか、必要な人的資源が十分に確保・育成・活用されているか等に留意。

ステップ3

ステップ2の結果、例えば、将来の一定期間（概ね5年以内）に、コア業務純益（除く投資信託解約損益）が継続的に赤字になる、または最低所要自己資本比率を下回ることが見込まれる銀行に対し、

- ・ **検査等を実施し、業務運営やガバナンスの発揮状況等について深度ある検証を実施。**
- ・ 報告徴求命令のほか、業務改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、**業務改善命令を发出。**

信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、下記の枠組みを継続

- ・ 閾値該当先に対し、**原因分析と評価、改善に向けた具体的な取組み**についてヒアリング
- ・ ヒアリングを踏まえ必要に応じ、法第24条に基づく報告徴求を通じて着実な改善を促す
- ・ 報告徴求を踏まえ、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる金融機関に対し、法第26条に基づき**業務改善命令を发出**
- ・ 資金繰りに関しては、リスクの水準に応じて、当局が必要と判断した場合には、預金残高や流動性準備残高等のデータについて**頻度の高い報告**を求める

● 金融検査・監督の考え方と進め方 (抄) (2018年6月29日)

III. 検査・監督の進め方

4. 持続的な最低基準充足を確保するための「動的な監督」

(1) 動的な監督の意義

持続的な最低基準充足を確保するための「動的な監督」とは、将来の環境と金融機関の動的な展開を見通し、金融機関が将来最低基準に抵触する蓋然性を評価して、金融機関と問題意識の共有を行い、改善に向けた対応を求めていく手法を指す。

金融機関が足元において最低基準を充足していても、それは一時点の状況に過ぎず、将来にわたって最低基準が満たされることを保証するものではない。しかし、実際に最低基準に抵触する段階になってからでは、既に利用者保護や市場の公正を損ない、または健全性回復のためにとりうる手段が限られることとなり、利用者、金融機関、当局を含めた社会全体にとってのコストが膨大になる。したがって、当局としては、足元では最低基準に抵触していない金融機関であっても、将来的に最低基準に抵触する蓋然性が高い金融機関については、実際に抵触するような事態に至らぬよう、早い段階から予防的に問題点を指摘し、改善対応を求めていく必要がある。

金融庁は、発足当初、ルールに基づく事後確認型行政を標榜し、動的な監督は必ずしも重点業務とはしていなかった。しかし、将来に向けてのリスクの評価とそれに基づく改善指導は、諸外国の多くにおいては免許業種の監督の中核的な要素をなしている。金融機関の経営環境が厳しさを増し、金融機関を巡るリスクの性質と所在の変化が加速し、金融機関が新しいビジネスモデルを工夫して顧客からの変化する期待に応えていかなければならない現在の状況においては、動的な監督の重要性は特に高い。

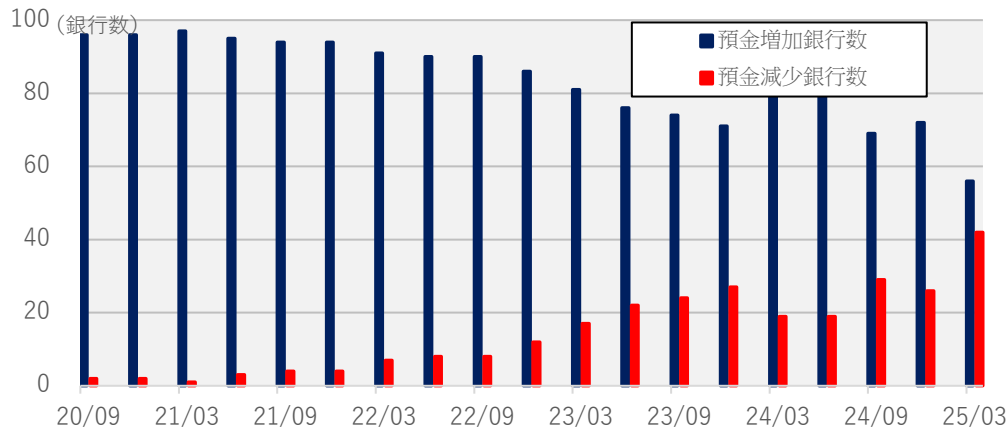
動的な監督は、明確な最低基準抵触がない段階において、将来の蓋然性に基づいて金融機関に対して改善に向けた取り組みを求めるものである。当局の側においては、将来についてできるだけ確な見通しを持てるよう、広く深く早く情報を把握・分析するとともに、一律の処方箋を押し付けるのではなく、個別の事情に応じた解決を模索するための金融機関との双方向の建設的な対話を行うための手法、最低基準検証とは異なる進め方を工夫していく。

地域金融機関を取り巻く環境の変化

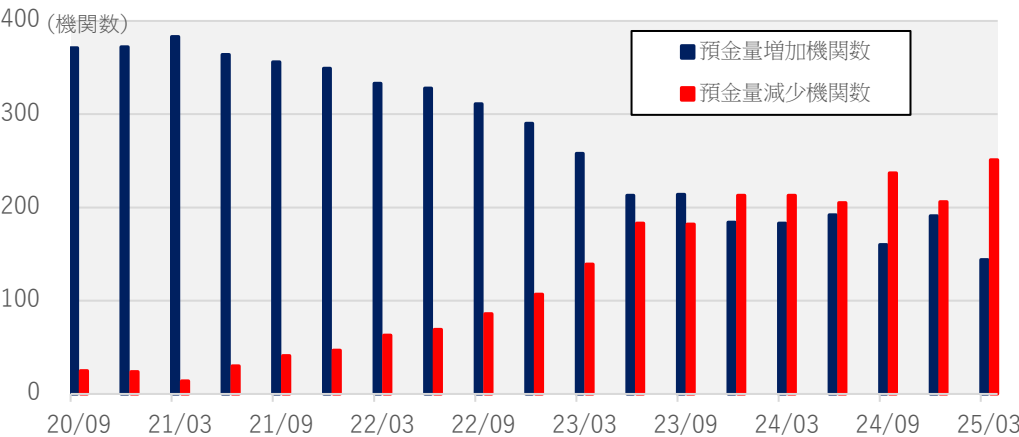
- 人口減少等を背景として、地域金融機関の預金量は停滞しつつある。特に**信金・信組**において、**2023年12月以降、個人預金量が減少する機関数は預金量が増加する機関数を上回っている**。
- **金利上昇に伴って、地域銀行の有価証券評価益は2023年3月期以降、縮小傾向にあり、信金・信組の評価損は拡大傾向にある**。

■地域金融機関における個人預金量の増減変化

地域銀行

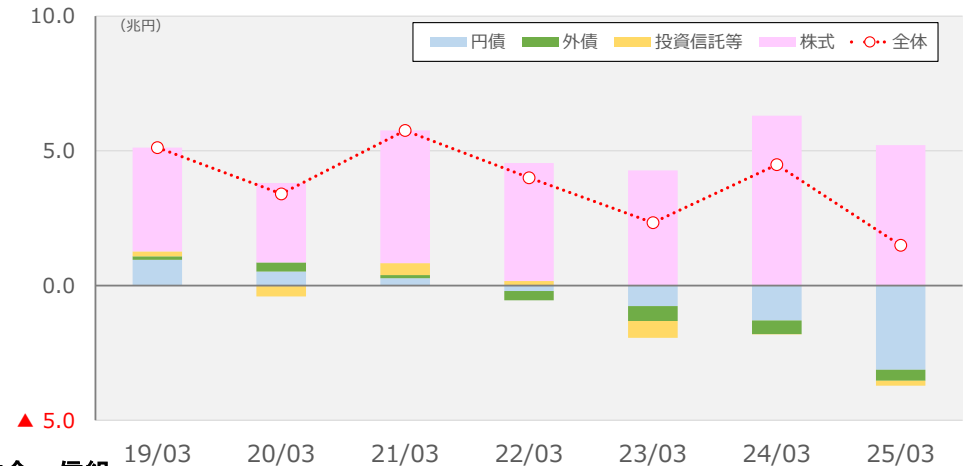


信金・信組

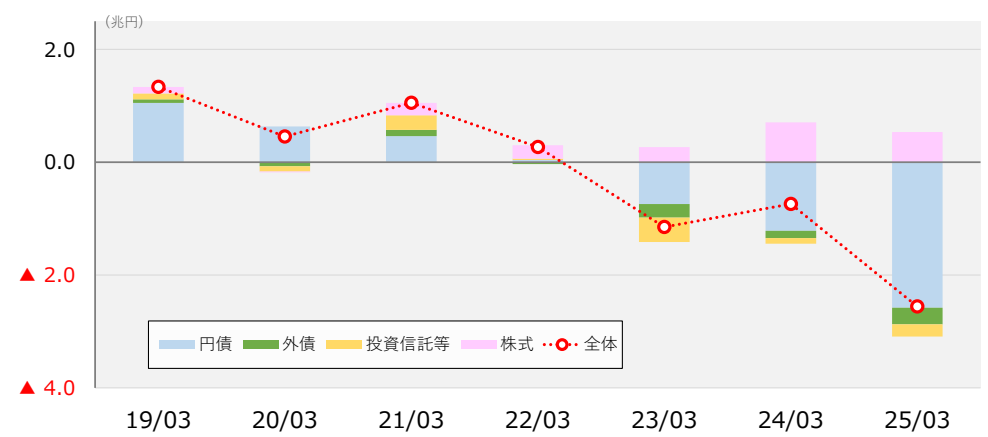


■地域金融機関の有価証券評価損益の推移

地域銀行



信金・信組



(注) 左図は、前年同月比で個人預金量が増加又は減少した地域銀行（左上図）、信金・信組（左下図）の数を示す。

早期警戒制度の見直しの方向性（案）

- 人口減少の加速化や金利上昇といった環境変化の中においても、地域金融機関の持続可能な収益と将来にわたる健全性を確保するため、将来の人口動態や金利変動が地域金融機関の収益性や健全性に与える影響について、個別の地域金融機関の状況も十分踏まえつつ、より深度ある検証を行うことについて、どう考えるか。
- 深度ある検証にあたっては、将来の人口動態や金利変動等について、定量的なデータに基づいた説得性のあるシナリオ（例えば人口動態であれば国立社会保障・人口問題研究所が公表する推計データ。金利変動については公的機関等が公表する金利見通しやストレスシナリオ）を設定した上で、当該シナリオ下における収益性や健全性の変化を検証し、地域金融機関との間で将来の経営状況について認識を共有することについて、どう考えるか。